兵庫県公報

第 525 号 令和6年6月21日 金曜日

発 行 庫 県 兵 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告示	۸° –'/'
○ 平成17年告示第118号(農業振興地域の変更)の一部改正(総合農政課)	1
○ 行政手続法に基づく聴聞の実施(水産漁港課)	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水大気課)	3
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等(但馬県民局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
〇同 上(同)	5
公告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課)	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(中播磨県民センター)	9
〇同 上(同)	9
○同 上(同)	9
○ 同 上(北播磨県民局) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10
○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第3項に基づく	
対策工事等の完了公告(但馬県民局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
正誤	
○ 令和 6 年 3 月29日付け兵庫県公報第30号外中 ····································	10
	10

兵庫県告示578号

平成17年2月1日告示第118号(農業振興地域の変更)の一部を次のように改正する。

その関係図面は省略し、兵庫県農林水産部総合農政課及び丹波県民局丹波農林振興事務所に備え置いて縦覧 に供する。

令和6年6月21日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

丹波市に係る部分1~4を次のように改める。

1 既成市街地及び今後10年以内に市街化が確実と見込まれる区域(農道津原第1号線を起点として、市道 南多田 9 号線、昭和池堤防、山麓線、市道見長第 1 号線、同第 3 号線、同第 2 号線、市道市第46号線、見 長水路、柏原川、呉羽プラスチック株式会社敷地界、市道北中第1号線、アイクレオ株式会社敷地界、柏 原川、市道北中第6号線、同北中第8号線、三原川、室谷川、柏原川、柏原大橋、市道室谷第2号線、J R福知山線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、大字氷上町成松及び大字氷上町西中(字向嶋、中 河原を除く。)、大字氷上町石生のうちJR福知山線東側を起点とし、同西側字志原735番地5先、市道特 8号線、字竹原550番地南側筆界、山麓線、大字氷上町横田界、高谷川、市道特9号線、市道東129号線、 市道東133号線、JR福知山線西側を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、大字青垣町市原のうち字 鳥井嶋、大正町及び字大海のうち国道427号線と字岡才界で囲まれた区域、同字902番地先を起点とし、 914番地先、915番地先、916番地1先、928番地先、927番地先、926番地先、886番地先を順次結んだ線と 国道427号線で囲まれた区域、大字青垣町小倉のうち字平松、平田、イタン取原、大正町、横町屋敷、大 橋道ノ下、大橋道ノ上、大内及び大内北裏、大字青垣町佐治のうち字大正町、中市場、シュズガイ、中川 原、堀田、島ケ丁、堂ヶ東、欠田、御領田、小島、横町、上町、荒神町、愛宕町、中町、北裏、東町、橋 の下、ミズキ、山手町、下市場、新町、新町裏、カリマタ及び字天王、大字青垣町沢野のうち字カジヤカ イ、ヨコジゾウ、ドウガヒガシ、クボタ、八反田、カマノダン、ヲイバリ、カイガ、カイゲクゴ、上ホウ デン、上クルビ、リョウデン、一町サンダ、下クルビ319番地1、319番地3、319番地4、320番地2、 320番地3、321番地2の区域、下ホウデン328番地1、339番地2、イマゴウ360番地1、上ハイバラ、遠 阪川右岸側に位置する字クボタクゴ、ワカミヤ及びテハリ、字ヨコマクラ及びハサマダのうち市道佐治奥 塩久線と遠阪川で囲まれた区域、大字青垣町西芦田のうち字藤淵、カリマタ、キビサイ、ハヤブ、上り立、井ノ口及び坊ケ淵、中オツケ川のうち同字462番地先を起点とし、加古川右岸、字上り立310番地先、県道青垣柏原線、農道を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、字上地のうち県道青垣柏原線を起点とし、市道西芦田栗住野線、市道八柱神社線、同字88番地先、78番地先、80番地先を結ぶ市道西部線1号、字ハヤブ界を経て起点を順次結んだ線で囲まれた区域、大字界(春日町黒井、春日町稲塚)を起点とし、黒井川右岸線、県道黒井停車場線、国道175号線、市道国道野上野連絡線、農道七日市4号線、市道野上野七日市線、市道旧国道175号線、大字春日町黒井稲塚を結ぶ山麓線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、県道篠山山南線を起点として、篠山川左岸、西畑山山麓、市道谷川農免線、県道山南多可線、市道谷川吹屋線、市道谷川青田線、市道谷川小学校南線、市道谷川本線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、市道北和田中央線を起点として、市道北和田本線、市道和田中央線、市道根本線、市道和田裏町線、市道和田西野々線、県道多可柏原線、市道和田小学校線、市道和田中央線、和田小学校敷地界、城山山麓を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域)の土地であって、次の図面の水色で着色した部分に該当するものの区域

- 2 農業の近代化を図ることが相当と認められない区域(県道稲畑柏原線を起点として、市道市第34号線、 農道、山麓線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、大字氷上町稲継のうち字土橋、八の坪、六反 田、婦ラ田、堂の坪、堂の下、加両部、大カブ、四の坪、九の坪の区域、市道運動公園南線を起点とし、 市道下三井庄古路地線、大字春日町下三井庄882番地先から大字春日町下三井庄758番地2を結ぶ山麓線、 古路地川右岸を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、大字山南町草部のうち字立石甲・蓮場甲・観音 寺・軸谷甲・比沙門甲の区域)の土地であって、次の図面の桃色で着色した部分に該当するものの区域
- 3 国、地方公共団体の具体的な計画において用地として決定された区域内(県立柏原病院敷地、新井工場団地の区域、市道沢野塩久線を起点として、大字青垣町沢野字下ノロダ457番地8 先、字キドガハナ1355番地1 先、市道正シャク線1号、大字青垣町口塩久字沢田665番地先、市道西芦田口塩久線、字川田井857番地先、市道遠阪川幹線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、大字青垣町田井縄字重兵衛田88番地1字界を起点として、市道口塩久田井縄線、字重兵衛田93番地先起点の市道総合運動公園幹線、字六地蔵127番地先起点の市道総合運動公園線、字天神751番地先、山麓線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、黒井川右岸線を起点とし、大字界(春日町黒井、春日町朝日)、県道黒井停車場線を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域、県道多可柏原線を起点として、加古川左岸、旧村界(旧小川村、旧和田村)を経て起点を順次結んだ線に囲まれた区域のうちフランスベット株式会社、株式会社日本電気化学工業所の会社用地の区域)の土地であって、次の図面の水色斜線で区分した部分に該当するものの区域
- 4 現況山林(大字氷上町上新庄字嶋畑、長砂、斉の神、川端、西川、梨木畑、大字氷上町清住字栗ケ森、大野及び灰野、大字氷上町中字柳面及び高岸、大字氷上町三原字南奥島、大字氷上町長野字西山、長畑、横畑及び鶴井畑、大字氷上町柿柴字中ケ市、後島及び木戸、大字氷上町油利字石仏、大字氷上町井中字甲谷及び中倉、大字春日町野瀬字ヒシロの一部、大字市島町下竹田字寺内、西谷、塚原、十の貝、樽井、塩津、早田、オ田、コエラ、黒狭、中村、宮の上、下樽井、寺坂及び奥谷、大字市島町中竹田字岩倉、高坂、安下、金吹、中山、新道貝、西海士及び水上、大字市島町上竹田字菖蒲谷、上の段、片瀬及び大畑、大字市島町下鴨阪字野、大字市島町矢代字平林、大字市島町北岡本字中山、北中山及び松尾谷の土地を除く。)の土地であって次の図面の黄緑色で着色した部分に該当するものの区域

兵庫県告示第579号

行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第1号の規定により、次のとおり聴聞を行う。 令和6年6月21日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 件名

遊漁船業の適正化に関する法律違反に係る登録の取消し処分

2 日時

令和6年7月8日(月)午後1時30分から午後1時45分まで

3 場所

兵庫県庁 1号館7階 会議室

兵庫県告示第580号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月21日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名 兵庫パルプ工業株式会社 丹波市山南町谷川858番地 代表取締役 井 川 直 樹
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 兵庫パルプ工業株式会社 丹波市山南町谷川858番地
- ③ 特定施設に関する事項

種					類	23号ホ 蒸解廃液濃縮施設			
能力					力	蒸発水量247.44m³/時			
工事着	手 予	定	年	月	日	許可後			
工事完	成 予	定	年	月	日	着手後10箇月	着手後10箇月		
使 用 開	始 予	定	年	月	日	完成後			
使用時間の間	隔及び11	当当た	りの	使用晍	寺間	24時間連続			
使用時間	の季節	的変	動	の 概	要	なし			
	区分			分		通常	最大		
住田吐によ	水素イオン濃度 (水素指数)				度	9	10		
使用時にお いて当該特 定施設から	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)				全量	700	1, 050		
排出される汚水等の汚	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)				量	700	1, 050		
染状態の通 常の値及び 最大の値	浮 道 (単	·位	-	質 L)	量	10	20		
			量	7	18				
		含 位	有 mg/		量	2	5		
使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量(単位 m³/日)			上出	5, 239	5, 760				

備考 既設特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

- 2 縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 令和6年6月21日から同年7月12日まで
 - (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び丹波市生活環境部市民環境課

兵庫県告示第581号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法 (昭和25年法律第178号)第10条に基づき兵庫県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものに つき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の 認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和6年6月21日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分		制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の 馬力数	船舶の総ト ン数	船 舶の数	漁業を営む 者の資格		
兵庫県 10トン 未満船	小型いか 釣り漁業	兵庫県日本海海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	5トン以上 10トン未満	1隻	別記		

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和6年6月21日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

許可の日から令和7年4月30日まで

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
 - この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとにおおむね次に掲げる条件を付することがある。
 - ア 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。
 - イ 集魚に利用する光力の制限は別表のとおりとする。
 - ウ 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取りつけてはならない。

別記 漁業を営む者の資格

次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者

- 1 豊岡市(平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては豊岡市、城崎郡城崎町及び同郡竹野町)
- 2 香美町(平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町)
- 3 新温泉町(平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町)

別表 集魚に使用する光力の制限

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最 高限度
鋸崎から真方位0度の線	東経134度31.04分、水深100メート	3キロワット以内の電球 9個
(東経134度31.04分の線)	ルの点と、鳥取県と兵庫県との境	但し7月1日から9月30日までの間
以西の兵庫県日本海海面	界正北、距岸3,500メートルの点と	は6個
	を結んだ線以浅	
	東経134度31.04分、水深100メート	3キロワット以内の電球
	ルの点と、鳥取県と兵庫県との境	18個
	界正北、距岸3,500メートルの点と	
	を結んだ線から、漁業の許可及び	
	取締り等に関する省令(昭和38年	
	農林省令第5号) 第23条の規定に	
	よりいか釣り漁業の操業が禁止さ	
	れている海域まで	
鋸崎から真方位0度の線	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球
(東経134度31.04分の線)		6個
以東の兵庫県日本海海面	水深100メートルから水深200メー	3キロワット以内の電球
	トルまで	15個
	水深200メートルから、漁業の許可	3キロワット以内の電球
	及び取締り等に関する省令(昭和	18個
	38年農林省令第5号)第23条の規	
	定によりいか釣り漁業の操業が禁	
	止されている海域まで	

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

兵庫県告示第582号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫 県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法 (昭和25年法律第178号)第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を 使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに 許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

^^^^^

令和6年6月21日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

	区分				制限措置			
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総ト ン数	船 舶の数	漁業を営む 者の資格
1	鳥取県 島根県 京都府 10トン 未満船	小型いか釣 り漁業	別記1の1	別記2の1	定めなし	5トン以上 10トン未満	1 隻	別記3の1
2	鳥取県 島根県 京都府 10トン 以上船	同上	別記1の2	別記2の2	同上	10トン以上 30トン未満	1 隻	別記3の2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和6年6月21日から同年7月22日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、区分(1の表に掲げる区分をいう。以下同じ。)ごとに次に掲げるとおりとする。

区分	有効期間
1	許可の日から令和7年4月30日まで
2	許可の日から令和7年2月28日まで

② 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとにおおむね次に掲げる条件を付することがある。

区分	条件
1	別記4の1、2、3
2	別記4の1、4、5

別記1 操業区域

- 1 兵庫県日本海海面
- 2 北緯36度線以北の兵庫県日本海海面

別記2 漁業時期

- 1 5月1日から翌年4月30日まで
- 2 5月1日から翌年2月末日まで

別記3 漁業を営む者の資格

- 1 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者
- 2 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる 港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者

(陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港及び浜坂港)

別記4 条件

- 1 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別記様式 第2号の標旗を掲げなければならない。
- 2 集魚に使用する光力の制限は別表のとおりとする。
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の 操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数はソケット数にかかわらず

18灯を超えて取り付けてはならない。

- 4 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23 条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度 は3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けては ならない。
- 5 漁獲物の陸揚港として申請者の選定に基づき指定された港以外の港で陸揚げしてはならない。但し、暴 風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

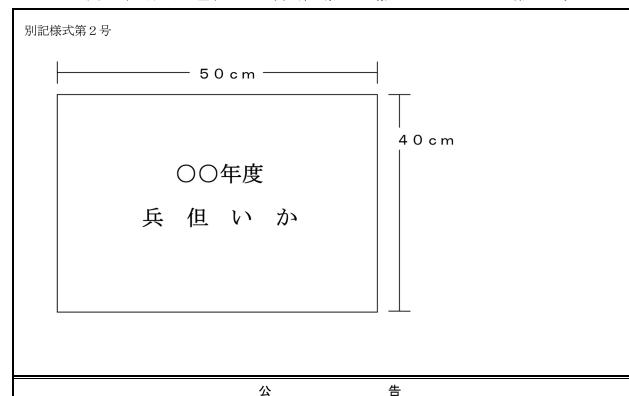
別表 集魚に使用する光力の制限

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最 高限度
鋸崎から真方位0度の線	東経134度31.04分、水深100メート	3キロワット以内の電球 9個
(東経134度31.04分の線)	ルの点と、鳥取県と兵庫県との境	但し7月1日から9月30日までの間
以西の兵庫県日本海海面	界正北、距岸3,500メートルの点と	は6個
	を結んだ線以浅	
	東経134度31.04分、水深100メート	3キロワット以内の電球
	ルの点と、鳥取県と兵庫県との境	18個
	界正北、距岸3,500メートルの点と	
	を結んだ線から、漁業の許可及び	
	取締り等に関する省令(昭和38年	
	農林省令第5号) 第23条の規定に	
	よりいか釣り漁業の操業が禁止さ	
	れている海域まで	
鋸崎から真方位0度の線	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球
(東経134度31.04分の線)		6 個
以東の兵庫県日本海海面	水深100メートルから水深200メー	3キロワット以内の電球
	トルまで	15個
	水深200メートルから、漁業の許可	3キロワット以内の電球
	及び取締り等に関する省令(昭和	18個
	38年農林省令第5号)第23条の規	
	定によりいか釣り漁業の操業が禁	
	止されている海域まで	

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の 生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対 し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年6月21日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 カインズ姫路大津店

所在地 姫路市大津区大津町一丁目50番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 住所 代表者の氏名

みずほ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 笹田賢一

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称住所代表者の氏名みずほ信託銀行株式会社東京都千代田区丸の内一丁目3番3号梅 田 圭

(2) 変更後

 名称
 住所
 代表者の氏名

 みずほ信託銀行株式会社
 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
 笹 田 賢 一

4 変更年月日

令和6年4月1日

5 届出年月日

令和6年6月4日

- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和6年6月21日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和6年10月21日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月21日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 神崎郡福崎町西田原字宮ノ前1788番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 奈良県生駒市辻町879番地 大阪工営株式会社 代表取締役 小 林 大 介

3 許可年月日及び許可番号

令和6年3月13日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-29号(5福崎)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月21日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 揖保郡太子町阿曽字三反田189番1、190番1
- 3 許可年月日及び許可番号

令和5年12月6日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-14号(5太子)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月21日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 揖保郡太子町東出字平岩97番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 姫路市北新在家二丁目5番27号

増 田 泰 之

3 許可年月日及び許可番号

令和6年3月4日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-28号(5太子)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年6月21日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 三木市さつき台二丁目21番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 - 加古川市平岡町一色西一丁目278-1

株式会社大工産 代表取締役 田 中 義 弘

3 許可年月日及び許可番号

令和5年10月27日

兵庫県指令北播(加土)(建)第1-16号(5三木)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第3項に基づく対策工事等の完了公告

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第10条第1項の 規定による許可に係る次の特定開発行為に関する対策工事等は、完了した。

令和6年6月21日

兵庫県但馬県民局長 多 田 欣 也

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

豊岡市九日市下町字耕地谷526番の一部、527番1の一部、527番2の一部、540番の一部、541番1の一部、543番1の一部、550番1の一部、550番2、550番3、527番1地先里道

2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

豊岡市出石町安良10番地の24

株式会社大陸

3 許可年月日及び許可番号

令和5年9月12日

兵庫県指令但馬(豊土)許第10-006号の2

正誤

○令和6年3月29日付け(兵庫県公報第30号外)

兵庫県規則第18号(兵庫県立体育施設管理規則の一部を改正する規則)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)	
1	下から30行目	4月1日	3月29日	